

危険物新聞

第 5 8 1 号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会

編集人 宮 崎 正 也

発行人 大阪市西区新町 1 丁目 5 番 7 号 四つ橋ビル

TEL 06(6531) 9 7 1 7・5 9 1 0

定価 1部 60円

危険物安全週間

6 月 2 日 から 全 国 一 斉 に

今年も、6月2日から8日までの一週間、全国で危険物安全週間が一行われます。今年の安全週間中の重点実施項目としては、次の各項目が揚げられています。

- (1) 危険物施設における保安体制の整備促進
 - ① 立入り検査の集中的実施
 - ② 自主保安体制の推進強化
 - ③ 移動タンク貯蔵所等の事故防止対策の徹底
 - ④ 給油取扱所（セルフスタンド）における安全管理の徹底
 - ⑤ 屋外タンク貯蔵所からの漏えい事故防止対策の徹底
- (2) 危険物に関する知識の啓発普及
 - ① 危険物安全週間の趣旨の徹底
 - ② 講演会、研修会等の開催
 - ③ 危険物取扱者等への指導
- (3) 危険物保安功労者の表彰

財団法人全国危険物安全協会では、全国危険物安全大会を6月3日、東京で行ない、また危険物施設安全推進講演会を4日、東京会場で、5日、大阪会場でそれぞれ開催する予定です。

なお、大阪府においては6月を危険物安全月間と定め、本協会と共催、府下消防長会協賛のもと6月14日大阪市中央区のKKRホテルオオサカにおいて大阪府危険物安全大会を開催します。



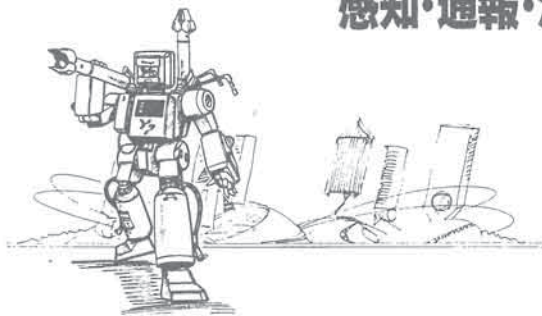
消防庁/都道府県/市町村/全国消防長会/財団法人全国危険物安全協会
H14年度 全国危険物安全週間推進の為、期間中上記ポスターを使用
(モデル：サッカー日本代表チーム監督 フィリップ・トルシエ氏)



防災による快適環境への
ソリューション・システム

目的に沿った防災機器の研究開発をおこな
い、完成させています。

防災設備は、さまざまな防災機器や
システムによる安全の構築です。
総合防災ソリューションは
「知る・知る・消す」の
安全確保の「へス」です。



かんじる しらせる けす
感知・通報・消火

・YAMATO・

ヤマトプロテック株式会社

本 社 〒537-0001 大阪市東成区深江北2-1-10 TEL.(06)6976-0701代 東京本社 〒108-0071 東京都港区白金台5-17-2 TEL.(03)3446-7151代

七訂防犯設備(防犯)防犯設備(防犯)防犯設備(防犯)防犯設備(防犯)

危険物規制の動向

消防庁「執務資料」及び「危険物の範囲の変更に伴う危険物データベースの運用について」を通知

1. 危険物規制事務の執務資料について

総務省消防庁では、危険物保安室長名で各都道府県消防主管部長宛に平成14年3月27日付、消防危第46号「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」を通知しました。

今回の通知は、平成13年12月1日施行で新たに第5類危険物に追加されたヒドロキシルアミン及びヒドロキシルアミン塩類に係る製造所等の技術基準に関して、全国の行政機関より提出された質疑に対して消防庁より回答されたものです。

なお、法令名等については、次のとおりの略称が用いられています。

消防法（昭和23年法律第186号）…消防法
 消防法の一部を改正する法律…改正法
 （平成13年法律第98号）
 危険物の規制に関する政令…政令
 （昭和34年政令第306号）
 危険物の規制に関する規則…規則
 （昭和34年総理府令第35号）
 危険物の試験及び性状に関する省令…試験省令
 （平成元年自治省令第1号）

（屋内貯蔵所関係）

問1

改正法により危険物の品名に追加されたヒドロキシルアミン等の屋内貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準を超える特例については、規則第16条の7において、温度の上昇による危険な反応を防止するための措置を講ずることと定められ、また、平成13年10月11日消防危第112号において、危険な反応を防止するための措置としては、例えば、温度抑制装置の設置又は緊急冷却装置の設置が必要であると示されたところである。

この屋内貯蔵所に設置する温度制御装置の取扱いについて、次の疑義が生じたのでご教示願いたい。

- 1 温度制御装置について、換気設備又は可燃性蒸気排出設備と温度制御装置の機能を兼ねたものとして差し支えないか。
- 2 温度制御装置により制御する温度の目標として、貯蔵し、又は取り扱われるヒドロキシルアミン等の熱分析試験より求められる発熱開始温度を参考とすることは差し支えないか。

答 1、2ともに差し支えない

温度制御装置を単独で設ける必要はなく、温度の上昇による危険な反応を防止するための十分な能力を有するものであれば、換気設備又は可燃性蒸気排出設備などと兼ねた装置とすることは可能である。

（製造所及び一般取扱所関係）

問2

ヒドロキシルアミン等を取り扱う製造所及び一般取扱所について、規則第13条の10第3項において、ヒドロキシルアミン等の濃度の上昇による危険な反応を防止するための措置を講ずることとされており、また、平成13年10月11日消防危第112号において危険な反応を防止するための措置としては、例えば、ヒドロキシルアミン等の濃度を定期的に測定する装置の設置又はヒドロキシルアミン等の濃度が一定以上の濃度となった場合に緊急に希釈する装置の設置が必要であると示されたところである。

このヒドロキシルアミン等の濃度を定期的に測定する装置について、次の疑義が生じたのでご教示願いたい。

ヒドロキシルアミンを含有するものと第4類の危険物とを反応釜に投入し、比較的長い時間（半日程度）をかけて、両者を混合することでヒドロキシルアミンを含有する製品（非危険物）を製造する一般取扱所において、当該製品を定期的に採取可能なように、反応釜にサンプル採取口を設け、当該製品中のヒドロキシルアミンの濃度を測定できるようにすることで濃度を定期的に測定する装置の設置として差し支えないか。

なお、当該反応釜は繊維強化プラスチックで内面がライニングされたもので、当該反応釜からの鉄イオン等の溶出は無視でき、ヒドロキシルアミンと第4類の危険物との反応は生じないことが確認されているものである。

答 差し支えない。

質問の工程においては、サンプル採取口の設置による定期的な濃度の測定によって、濃度の上昇による危険な反応を防止できると考える。

(危険物判定関係)

問 3

ヒドロキシルアミン等が消防法の危険物第 5 類の自己反応性物質に該当するか否かを確認する試験について、政令及び試験省令に定められている熱分析試験において、金メッキを施したステンレス鋼製の密封セルを使用して当該試験を実施して差し支えないか。

答 適当でない。

ヒドロキシルアミン等が危険物第 5 類の自己反応性物質に該当するか否かは消防法令に定める試験によるべきであり、使用する密封セルはステンレス鋼製となる。

2. 危険物の範囲変更に伴う危険物データベースの運用について

危険物データベースについては、「危険物データベースの運用について」(平成元年11月20日付け消防危第107号)及び「危険物データベースの運用の変更について」(平成5年3月25日付け消防危第22号)に基づき運用されています。

今般、消防法の一部を改正する法律(平成13年法律第98号)及び危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成13年政令第300号)により、本年6月1日から、危険物となる引火性液体の性状を有する物品の引火点の範囲の上限が250度未満とされ、危険物から除外される引火点250度以上のものについては指定可燃物(可燃性液体類)として位置づけられることとなりました。

これに伴い、消防庁では危険物保安室長名で平成14年4月15日付、消防危第53号「危険物の範囲変更に伴う危険物データベースの運用について」を通知しました。

なお、この通知中においては、法令名について次のとおりの略称を用いています。

消防法(昭和23年法律第186号)	…法
危険物の規制に関する政令 (昭和34年政令第306号)	…政令
改正後の消防法	…新法
改正後の危険物の規制に関する政令	…新政令

記

1 平成14年5月31日までの運用

法及び政令に基づく判定結果により、危険物データベースの登録を行うこととすること(同日までに新規に登録する物品を含む)。

2 平成14年6月1日以降の運用

(1) 新規に登録する物品の取扱い

新法及び新政令に基づく判定結果により、危険物データベースへの登録を行うこととすること。

(2) 既に登録済みの物品の取扱い。

ア 従前第四石油類又は動植物油類として登録されている物品の内、当庁に提出された確認試験結果報告書から引火点が250度以上であることが確認できる物品については、当庁にて指定可燃物への登録変更を行うこととすること。

イ 従前第四石油類又は動植物油類として登録されている物品のうち、当庁に提出された確認試験結果報告書から引火点が250度以上であるか否かを確認できない物品については、当庁にて指定可燃物への登録変更は行わないこと。

ウ 従前第四石油類又は動植物油類として登録されている物品のうち、当庁に提出された確認試験結果報告書から引火点が250度以上であるか否かを確認できない物品について、事業者等から提出されたデータ等により引火点が250度以上であることが確認された場合には、新法及び新政令に基づく判定結果により、指定可燃物(可燃性液体類)として取り扱って差し支えないこと。この場合においては、その判定結果について、確認試験結果報告書の様式に従い消防庁へ報告をお願いしたいこと。消防庁では、この報告に基づき登録変更を行うこととするものであること。

エ 危険物保安技術協会が交付している登録確認書については、消防庁において指定可燃物への登録変更を行ったものについては、これに基づく登録確認書の交付を行う予定であること。

なお、事業者等に対しデータの提出を求めるにあたっては、改めて引火点が記載された登録確認書又は登録変更後の登録確認書の提出を求めないよう留意されたいこと。

危険物施設の事故例

■ローリーに注油中、過剰注入により灯油180ℓ漏洩

東京都内の一般取扱所において、灯油の配送から戻ったローリーに、注油作業をしていた際、従業員が現場を離れたため約180ℓの灯油を漏洩させる事故が発生した。

事故概要

一般取扱所の従業員Bは、灯油の配送から戻った移動タンク貯蔵所の灯油の残量が少なくなったと報告を受けたため、一般取扱所の固定注油設備から、灯油400リットルの積み込み作業を実施していた。

移動タンク貯蔵所上部のマンホールの蓋を開け、注油を開始した。注油ノズルが、手動開閉装置を開放状態で固定できる装置を備えたもの（ラッチオープンノズル）であったため、従業員Bは注油ノズルをマンホールの蓋に挟み、その場を離れ事務所内に戻った。



事故当時の作業状況図

しばらくして、事務所内から移動タンクを見ると、タンク上部から灯油が漏れ出しているのを見つけた。

タンクに過剰注入されオーバーフローした灯油約180リットルは、一般取扱所の敷地の外にも流れ出しており、一般取扱所の従業員数名で布切れや油吸着剤を使用し流出した灯油を回収した。消防機関への通報は、一般取扱所から70メートルほど離れた住民が、灯油の臭いがだんだんと強くなってきたため不安を感じて通報した。

問題点

- ・移動タンク貯蔵所のタンクに注油中にもかかわらず、従業員Bがその場所を離れたこと。
- ・移動タンク貯蔵所のタンクに灯油を注油する場合に、注入管を使用せず注入ノズルから直接注入していたこと。
- ・移動タンク貯蔵所への注油作業が、一般取扱所の敷地からはみ出した状態で行われていたこと。
- ・危険物の流出事故が発生した場合には、速やかに消防機関に通報しなければならないが、一般取扱所の関係者からの通報はされなかったこと。

今後の対策

- ・移動タンク貯蔵所のタンクに注油する場合は危険物取扱者自ら行うか、又は危険物取扱者の立会の下にあるものを行うことはもちろんのこと、作業が終了するまでその場を離れないようにする。
- ・危険物取扱者及び従業員は、危険物の危険性について認識し安全の確認の励行を徹底する。
- ・従業員は、危険物の流出事故が発生したとき、

H&H

HATSUTA

株式会社 初田製作所

〒573-1132 兵庫県丹波市初田町3-5 TEL. (072) 656-1200
 東京都千代田区千代田1-10-1 TEL. (03) 304-6811

株式会社 ロス・イン・ベンチマーク



ハツタは、あらゆるセーフティケースに
おこたえする企業をめざします

頑固な夢がある。
そこにある。

直ちに消防機関に通報するとともに、敷地外への危険物の流出及び拡散の防止等、応急の措置を講ずるよう徹底する。

- ・事故発生時の備えとして十分な応急措置を講ずるための資材等を準備するようにする。

(財)全国危険物安全協会提供)



リヤゲートが開き容器が落下

■トラックで灯油を配達中、交差点で容器を落下させ、灯油18ℓを流出

東京都内で、灯油を配達中、交差点でトラックの荷台から容器（エレファントノズル付）1個を落下させる事故が発生した。

事故概要

燃料店の運転者Bは、トラックの荷台にポリ容器（18リットル）14個を積載し灯油の配達に向かった。最初の配達先でポリ容器5個を配達し、次の配達先に向かう途中、交差点で一旦停止し再発進した際、荷台のリヤゲートが突然開き、灯油の入ったポリ容器1個及び空のポリ容器1個が路上に落下した。

荷台のポリ容器にはエレファントノズル（中栓なし）がついており、密閉されていないため、落下し横転したポリ容器1個から灯油18リットルが流出した。

運転者Bは、数百メートルほど走行した後、荷台の異常に気付き現場に引き返した。

消防機関への通報は、容器が落下した交差点付近に勤務する会社員が、路上のポリ容器から油が流れ出しているのを発見し通報した。

問題点

- ・運搬容器であるポリ容器にエレファントノズルを取り付け、密栓することなく、運搬していたこと。
- ・容器の転倒防止装置もなく、積載方法が不適切なこと。
- ・荷台のリヤゲートを確実に固定しないまま車両を発進させたこと。
- ・危険物の運搬に関する知識が不十分であったこと。

今後の対策

- ・危険物を運搬する車両の運転者に対し、危険物の積載方法や運搬方法についての教育を徹底する。
- ・危険物を運搬する場合は、運搬前に積載状況の安全を確認するとともに、運搬中の異常の有無等についても注意を払うようにする。
- ・事故発生時の備えとして応急措置を講ずるための資材等を積載するようにする。

(財)全国危険物安全大会提供)

空調設備機器製造・販売

- オイルタンク用液面計
- 遠隔式警報ユニット液面計
- 各種液体タンク用液面計
- フロートスイッチ・微圧スイッチ
- タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全
ローコストを追求する

GIKEN

TEL 06(6358)9467(代表)

株式会社技研

〒530-0043 大阪市北区天満4丁目11番6号 工技研ビル ☎6358-9467-8

安全への道 13

「重油直脱装置の
破裂・火災事故で思うこと」

三村 和男

去る4月、北海道で重油直接脱硫装置の配管が破裂し、漏洩した可燃性ガスに着火、10時間余燃え続ける事故があった。幸い死傷者はなかったが、大きな二次災害(火災)をもたらした。

事故調査委員会によると、同装置内配管の3箇所に開口部があることが判明している。(当該施設は、高圧ガス保安法に基づく完成、保安検査実施者認定制度による認定施設である)。この破裂事故は、

- (1) 全く予想できなかった(技術的不可抗力)
- (2) 予測が甘かった(技術の見込み違い)
- (3) 起こるべくして起こった(設計、点検・検査不十分)

のいずれであるか徹底的に究明して欲しい。

昨年3月、高圧ガス保安協会の保安教育セミナーで、国内における20世紀の重大爆発・火災事故(化学工場関係等)の中、その教訓を21世紀に伝えたい事故の一つとして次の事故例が紹介された。

それは、1982年、鹿島石油コンビナートで起こった重油直接脱硫装置の爆発事故(水素侵食による配管の破裂、死者5名、負傷3名)である。その概要は、装置の通常運転中、反応器から高温分離槽に至る配管の途中に取り付けられた安全弁下流配管が突然破裂した。当該配管は、常時流体が流れない行き止まり配管であるが、水蒸気が凝縮し水素侵食が促進されたことが原因であった。

今度の事故では、配管中に破裂した開口部が3箇所あり、開口部の形状、破損状況、位置関係などから最初に開口したのは、重油から分離された水素リッチガスが流れる配管に取り付けられたバイパス配管と推定されている。このバイパス配管は、点検後の試運転時に使用するもので、通常はバルブで行き止まりの状態にある。そうだとすると鹿島での事故と同様の状態の水素侵食が進んだのではないと思われるが。原因調査中であるので軽率には言えないが、鹿島での事故の教訓は生

かされていたのだろうかと思ってしまう。

今一つ気になることは、設備保全のあり方であり、高圧ガス設備の認定制度である。同制度の適用については、安定運転の実績があり、設備保全データが蓄積されており、かつオン・ストリーム・インスペクション(OSI)等の設備診断技術を適用することによって設備の安全を確保できることが前提になっているが、この点はどうかであらうか。

最近、設備診断技術は進歩してきており、設備安全の信頼性は向上しているが、さらに劣化度、損傷度の定量的検出など高度な非破壊検査技術の開発が望まれている。

また一方、高効率化、コスト低減を重視するあまり質の高い検査を省くとか、定検期間の短縮に伴う安全上の問題も指摘されている。自主保安の重視は今後一層重要であることは言うまでもない。技術の進歩に伴う不合理な規制は是正すべきであるが、保安に関する安易な規制緩和は危険であることを認識しておかねばならない。

技術、管理は自ら経験することによって進歩していくことが多い。しかし、事故は経験しない方がよい。従って、他で起こった事故例を自分のこととしてとらえ、それまで気付いていなかったことに気付き、貴重な教訓を学びとって、それを実践することである。

情報は、提供する側と受け取る側の両方に問題がある。受け手の知識、技術および問題意識の持ち方、提供する側の知識、技術および問題意識の持ち方、想像力、意欲によって情報の価値、活用の仕方に大きな違いがでてくるのである。

今度の事故についても、何が原因で、どこに問題があったのか、類似事故を防止するにはどうすればよいのか、徹底的な調査検討結果の公表を望む次第である。

恥の文化から教訓を生かす文化の構築を。

参 考

1. 保安検査実施者認定制度：保安実績や検査体制の整備状況が優れていることなどにより、高度の保安体制ができていないことが認定(経済産業大臣)されると、自ら保安検査を実施することができる制度。
2. OSI：運転したままの状態で行う設備の点検・検査。

平成14年度 保安講習

6月下旬より開催

1. 保安講習の制度について

この講習は、消防法第13条の23に定められた、いわゆる法定講習です。

危険物製造所等（化学工場、油槽所、塗料販売店、ガソリンスタンド、タンクローリー等の危険物施設）で危険物の取扱いに従事している危険物取扱者（危険物保安監督者も含む）は、定められた期間内に受講しなければならないことになっています。

定められた受講期間は、原則として危険物の取扱いに従事した日から、1年以内（ただし、免状を取得した日、または前回講習会を受講した日から3年以内）となっています。（規則第58条の14）

また、受講義務者が、受講期間内に受講しないときは、消防法違反となり、免状の返納を命じられることがあります。

なお、大阪府下における講習は、14年6月下旬から15年2月中旬にかけて、次の5業種区分に分けて開催しますので、原則として区分別講習を受講して下さい。

- ① 化学工場関係の部
- ② コンビナート関係の部
- ③ 給油取扱所関係の部
- ④ タンクローリー関係の部
- ⑤ 一般の部

2. 受講手続の要領について

- ① 予約申込書（所定の往復ハガキ：府下各消防本部予防課又は消防署予防係で配布、ただし出張所には置いてないことがあります。）に、希望する会場等を記入して、郵送して下さい。

なお、1事業所において、受講者が複数の場合は、封筒で一括して送付。その場合は、返信用角封筒（切手貼付）を同封して下さい。

- ② 後日、受講申請日、申請場所、講習日等を指定して、返信ハガキ（申請書）で通知。（通知は、おのおの受講日の3週間くらい前に郵送の予定）
- ③ 指定された申請日に、申請場所で、申請書（返信ハガキ裏面）に受講手数料（4,700円の大府府証紙：申請場所で発売）を貼付して、申請して下さい。申請手続を完了すると、受講券及びテキストをお渡しします。
- ④ 申請受付後は、いかなる理由があっても手数料及び提出書類は一切お返しいたしません。

【受講について】

- ① 講習当日、本人が受講券・テキスト及び免状を持参し、所定の講習を受講して下さい。
- ② 受講終了者には、免状に受講済印を押印します。
- ③ 講習時間は3時間。（開講時間は、講習会場により若干異なります。）

【問合せ先】

〒550-0013 大阪市西区新町1-5-7（四ツ橋ビル）
財大阪府危険物安全協会 TEL.06-6531-9717

時代をリードする
アクション&ハイテクノロジー

SUPER GYRO LADDER ACT

先端屈折はしご車 MLJS4-30

高所での消火・救助活動をサポートする
先端のはしご屈折する両側のなはしご車



SUPER GYRO LADDER WT

水路付はしご車 MLGS4-30W

高所での消火活動に威力を発揮する
大容量放水の水路付はしご車



MURITA

NEW KOMBINAT SYSTEM

大型廃所放水車
MQA2-22



〔省力化合格機種〕



大型化学車
MC-BC



泡原液搬送車

〒544-8555 大阪市東淀川区豊島5丁目5番20号
Tel.06-6756-0110 Fax.06-6754-3461
東京 大阪 名古屋 福岡 仙台 富山 松山

株式会社モリタ

◇平成14年度 保安講習日程表 (14年 6 月 24 日～15年 2 月 17 日) ◇

◇一般の部			
回数	開催日時(予定)	会 場	所在地又は最寄駅
1	6月24日(月)午後	吹田メイシアター	阪急・千里線・吹田駅
2	6月25日(火)午後	大阪府商工会館	地下鉄・本町駅
4	7月2日(火)午後	大阪府商工会館	◇
5	7月4日(木)午前	*堺市民会館	南海・高野線・堺東駅
7	7月5日(金)午後	泉大津市民会館	南海・本線・泉大津駅
10	7月10日(水)午後	大阪府商工会館	地下鉄・本町駅
11	7月12日(金)午後	*堺市民会館	南海・高野線・堺東駅
15	7月24日(水)午後	大阪府商工会館	地下鉄・本町駅
16	7月26日(金)午後	大阪府商工会館	◇
17	7月29日(月)午後	泉佐野市消防本部	南海・りんくうタウン駅
18	7月30日(火)午後	貝塚市民福祉センター	南海・本線・貝塚駅
21	9月10日(火)午前	豊中市消防本部	阪急・宝塚線・豊中駅
22	9月10日(火)午後	豊中市消防本部	◇
23	9月12日(木)午前	茨木商工会議所	JR・阪急・茨木駅
25	9月17日(火)午後	和泉市立人権文化センター	JR・阪和線・信太山駅
29	9月25日(水)午後	松原市消防本部	近鉄・南大阪線・河内松原駅
36	10月15日(火)午後	守口門真商工会議所	京阪・門真市駅
37	10月16日(水)午後	八尾市消防本部	八尾市高美町5-7
42	10月24日(木)午前	大阪府商工会館	地下鉄・本町駅
44	10月25日(金)午前	北河内府民センター	京阪・枚方市駅
45	10月25日(金)午後	北河内府民センター	◇
46	10月28日(月)午後	柏羽藤消防本部	藤井寺市青山3-613-8
47	10月29日(火)午後	大阪府商工会館	地下鉄・本町駅
48	10月30日(水)午前	高槻市消防本部	JR・阪急・高槻駅
49	10月30日(水)午後	高槻市消防本部	◇
51	11月22日(金)午後	富田林市民会館	近鉄・南大阪線・喜志駅
52	11月25日(月)午後	大東市消防本部	JR・片町線・住道駅
53	11月29日(金)午後	大阪府商工会館	地下鉄・本町駅
54	12月3日(火)午後	大阪府商工会館	◇
55	12月4日(水)午後	吹田メイシアター	阪急・千里線・吹田駅
56	2月6日(木)午後	東大阪市民会館	近鉄・奈良線・永和駅
57	2月7日(金)午後	茨木商工会議所	JR・阪急・茨木駅

◇一般の部			
回数	開催日時(予定)	会 場	所在地又は最寄駅
58	2月10日(月)午後	東大阪市民会館	近鉄・奈良線・永和駅
59	2月13日(木)午後	大阪府商工会館	地下鉄・本町駅
60	2月14日(金)午後	*堺市民会館	南海・高野線・堺東駅
61	2月17日(月)午後	大阪府商工会館	地下鉄・本町駅

◇化学工場関係の部

回数	開催日時(予定)	会 場	所在地又は最寄駅
8	7月9日(火)午前	大阪府商工会館	地下鉄・本町駅
13	7月19日(金)午後	大阪府商工会館	◇

◇コンビナート関係の部

回数	開催日時(予定)	会 場	所在地又は最寄駅
40	10月22日(火)午後	住友金属工業(株)	JR・中央線・安土川駅
50	10月31日(木)午後	住友金属工業(株)	◇

◇給油取扱所関係の部

回数	開催日時(予定)	会 場	所在地又は最寄駅
6	7月4日(木)午後	*堺市民会館	南海・高野線・堺東駅
9	7月9日(火)午後	大阪府商工会館	地下鉄・本町駅
12	7月16日(火)午後	大阪府商工会館	◇
14	7月23日(火)午後	大阪府商工会館	◇
19	8月2日(金)午後	*岸和田競輪場	南海・本線・春木駅
24	9月12日(木)午後	茨木商工会議所	JR・阪急・茨木駅
43	10月24日(木)午後	大阪府商工会館	地下鉄・本町駅

◇タンクローリー関係の部

回数	開催日時(予定)	会 場	所在地又は最寄駅
20	9月7日(土)午前	大阪府トラック総合会館	JR・環状線・京橋駅
28	9月21日(土)午後	大阪府トラック総合会館	◇
31	10月4日(金)夜	*臨海センタービル	堺市石津西町7
35	10月11日(金)夜	*臨海センタービル	◇

注1. 保安講習の講習時間は3時間です。

(開講時間は、講習会場によって若干異なります)

注2. 会場標中*印の会場は駐車可。(ただし、堺市民会館は有料)